

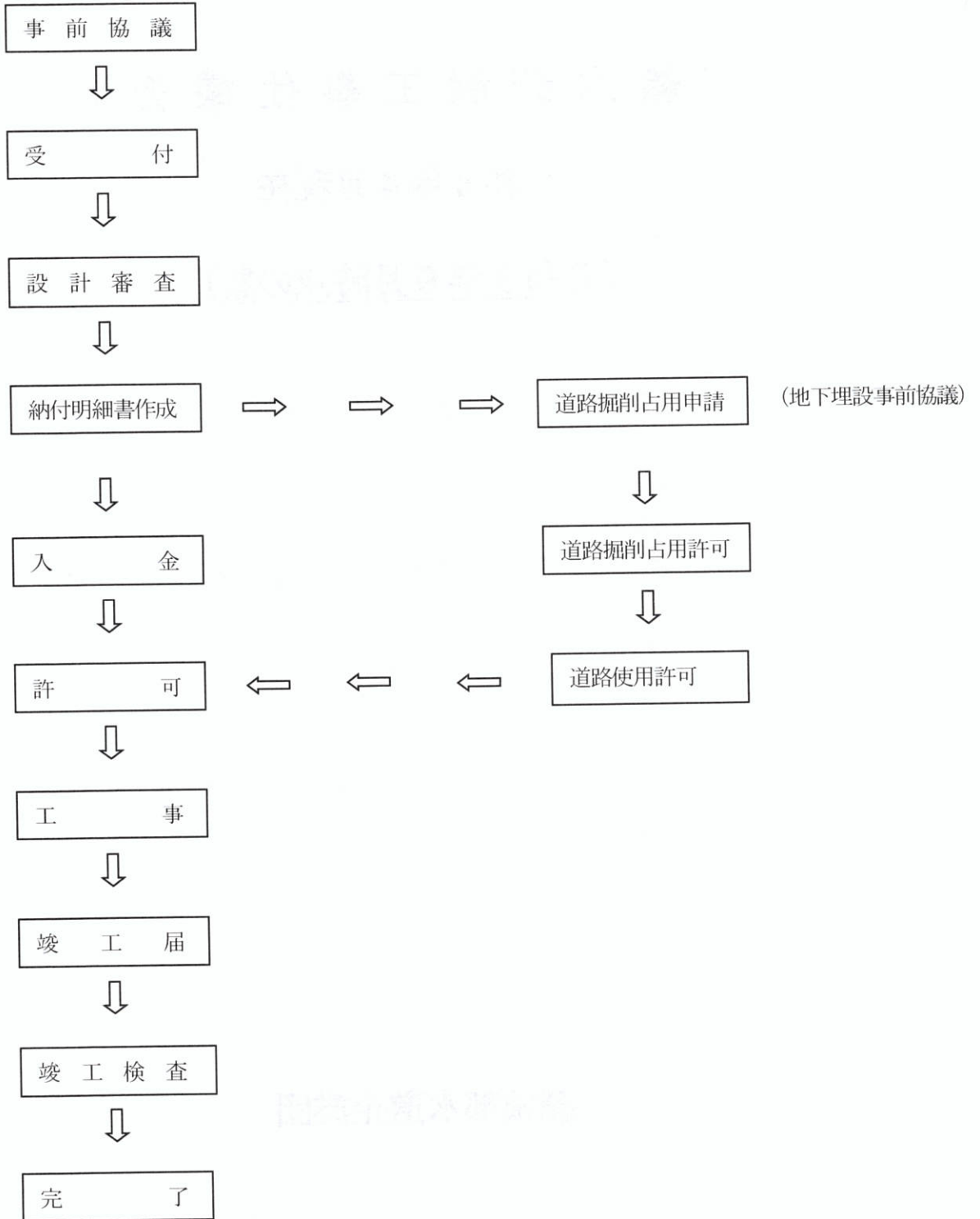
《 給 水 装 置 工 事 仕 様 書 》

令和4年4月現在

(令和3年9月時点の案)

磯城郡水道企業団

### 給水装置工事の流れ



## 水道工事の手続きについて

### ◎申込み方法

水道工事は、指定給水装置工事事業者へ申込みしてください。(磯城郡水道企業団に登録されている指定給水装置工事事業者以外で工事を行うと給水は受けられません。) 工事の手続きは、指定給水装置工事事業者が行うものとします。

## 給水及び給水装置工事申込書類

- ① 給水及び給水装置工事申込書 (様式第 1 号)
  - ※排水設備がない場合については、自治会長、隣接土地所有者の同意を受けてください。
  - ※他人の給水管から分岐する場合または他人の所有地を使用する場合は、所有者の承諾を受けてください。その他の利害関係人についても承諾を受けてください。
  - ※利害関係人が 2 人以上の場合は、利害関係人同意書 (支管分岐) (様式第 1 号 別紙①) または利害関係人同意書 (土地掘削占用) (様式第 1 号 別紙②) を使用してください。
- ② 給水装置工事設計審査申請書
- ③ 付近見取図・平面図・立面図 (様式第 2 号) ※付近見取図は住宅地図のコピー可
- ④ 給水装置工事使用材料 (様式第 3 号)
- ⑤ 建築確認書の第 1 面～第 5 面までの写し
  - ※⑤がない場合、次の⑥または⑦を添付してください。
  - ⑥登記簿謄本写し・開発行為許可通知書の写し・公図 (コピー可)
  - ⑦誓約書 (後日、⑤の提出が必要です。)
- ⑧ 給水装置工事主任技術者選任届
- ⑨ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ⑩ その他、企業団が指示するもの  
(水量水圧不足・第一止水栓以降の管理等その他必要に応じて確約書 等)
- ⑪ 上水道給水申込書 (様式第 5 号)

## 企業団に納付していただくもの

企業団は、指定給水装置工事事業者から提出された給水及び給水装置工事申込書類を審査のうえ、下記①～⑥に係る納付明細書を発行しますので、記載の金額を納付してください。

- ① 給水分担金 → 別表 1 参照 (川西町、三宅町、田原本町で金額が異なります。)  
(給水管口径 (メートル口径) は、給水栓の個数、使用量等により決定。)
- ② 給水工事費 メーター代 (企業団の年度指定品、申込者が購入) → 別表 2 参照
- ③ 道路復旧負担金 → 企業団が道路管理者と協議のうえ算定 (舗装道路のみ)
- ④ 設計審査手数料 (給水及び給水装置工事申込書 1 件につき 1,000 円)
- ⑤ 工事検査手数料 (給水及び給水装置工事申込書 1 件につき 1,000 円)
- ⑥ その他 (必要に応じて)

※工事については、上記を全納後、企業団から許可を受けたのち、給水装置工事着工届を提出のうえ、着手してください。

## 竣工検査について

### (1) 検査実施日

給水装置工事主任技術者において事前に自主検査を行い、(2)に記載する竣工書類を提出するとともに、検査日を予約すること。

### (2) 竣工書類

- ①水圧テスト (1.75MPa) の写真
- ②竣工図・工事写真
- ③給水装置工事竣工検査申請書 (様式第4号)
- ④その他、企業団が指示するもの

### (3) 検査項目

- ①止水栓・メーターボックスの設置場所
  - ・止水栓・メーターに損傷がなく、操作に支障がないこと。
  - ・検針、メーター取替が公道から容易に行える状態であること。
  - ・メーターが水平に設置できる場所であること。
  - ・車両等の重量物が駐車する下でないこと。
- ②標示
  - ・管表示ピンの確認、ロケーティングワイヤーの確認
- ③復旧工事
  - ・舗装本復旧が道路管理者の指示に従い適正になされていること。
- ④配管
  - ・管路、管種、給水器具等が竣工図と整合していること。
  - ・配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等の機器に直接連結されていないこと。
- ⑤水圧テスト (メーターより二次側)
  - ・メーター以後から屋内側部分の水圧テストは、水圧ポンプで 1.75MPa まで加圧後 1 分間以上保持し、漏水がないことを確認。ただし、既設部分には適用しない。
- ⑥屋内外の給水器具等の点検
  - ・屋内外すべての給水器具に損傷がなく、操作に支障がないこと。  
(実際に水を出して確認すること)
- ⑦塩素
  - ・塩素反応があること。
- ⑧受水槽
  - ・逆止弁が設置されていること。
  - ・給水口は落とし込みとし、溢流面より、10センチメートル以上の高さであること。
  - ・点検、掃除用として受水槽付近に、流入前の直圧給水栓を 1 栓設けること。
  - ・6面点検により維持管理が容易にできる箇所に設置されていること。
- ⑨その他
  - ・集合住宅 (2 階建て直圧給水等) については、検査当日に各部屋とメーターとの接続状況の確認を行う。

### (4) 検査に合格しなかったとき

後日再検査を行うので、検査担当と調整すること。

(R3年9月時点の案)

## 撤去工事について

サドル付分水栓を使用して給水したものについては、原則としてサドル付分水栓止めとし、閉栓キャップと防食処理を施すこと。

割T字管（不断水工法）を使用してアパート・ハイツ等に分岐したものについては、原則として割T字管で止水後、フランジ蓋等で処理を施すこと。

T字管を使用して分岐したものについては、企業団と協議すること。

なお、工事完了後は、撤去工事に伴う写真を企業団に提出すること。

## 管理範囲について

給水装置についての管理範囲は、原則として第一止水栓（仕切弁・甲型止水栓等）がない場合、量水器までとする。更に、官民境界線から大きく超えて宅内に量水器があり、第一止水栓がない場合は、状況に応じて企業団が判断するものとする。

アパート・ハイツ等の集合住宅の場合は、第一止水栓がある場合を除き、原則として官民境界線までとする。

(R3年9月時点の案)

◎給水分担金

別表1

(単位:円、税別)

| 口径      | 川西町        | 三宅町        | 田原本町       |
|---------|------------|------------|------------|
| 13mm    | 150,000    | 150,000    | 200,000    |
| 20mm    | 300,000    | 300,000    | 250,000    |
| 25mm    | 400,000    | 400,000    | 420,000    |
| 30mm    | 1,400,000  | 設定なし       | 1,320,000  |
| 40mm    | 1,900,000  | 1,800,000  | 1,800,000  |
| 50mm    | 2,400,000  | 2,400,000  | 2,400,000  |
| 75mm    | 5,000,000  | 5,000,000  | 5,100,000  |
| 100mm以上 | 企業長が別に定める。 | 企業長が別に定める。 | 企業長が別に定める。 |

備考 口径を大きくするときは、差額を徴収する。

◎メーター代

別表2

(単位:円、税別)

| 口径   | R2年度 | R3年度 |     |      | R4年度 |
|------|------|------|-----|------|------|
|      |      | 川西町  | 三宅町 | 田原本町 |      |
| 13mm |      |      |     |      |      |
| 20mm |      |      |     |      |      |
| 25mm |      |      |     |      |      |
| 30mm |      |      |     |      |      |
| 40mm |      |      |     |      |      |
| 50mm |      |      |     |      |      |

※R2年度のメーターがなくなり次第、R3年度の単価に移行する。

※R3年度のメーターがなくなり次第、R4年度の単価に移行する。

※R3年度のメーター代については、川西町、三宅町、田原本町により異なる。

## 分岐工事について

分岐工事は、配水管の種類及び口径並びに分岐する給水管の口径に応じ、(表1)を標準とする。  
また、管種の選定は(表2)を標準とする。

(表1)

| 配水管の種類     | 給水管の口径 (mm) |             | φ20        | φ25        | φ30  | φ40  | φ50       | φ75       | φ100以上    | 備考 |
|------------|-------------|-------------|------------|------------|------|------|-----------|-----------|-----------|----|
|            | 配水管の口径 (mm) | 給水管の口径 (mm) |            |            |      |      |           |           |           |    |
| 鑄鉄管        | φ50         | φ50         | サドル付分水栓    | サドル付分水栓    | 別途協議 | 別途協議 | ※割T字管 T字管 |           |           |    |
|            | φ75         | φ75         | サドル付分水栓    | サドル付分水栓    | 別途協議 | 別途協議 | ※割T字管 T字管 | ※割T字管 T字管 |           |    |
|            | φ100以上      | φ100以上      | サドル付分水栓    | サドル付分水栓    | 別途協議 | 別途協議 | ※割T字管 T字管 | ※割T字管 T字管 | ※割T字管 T字管 |    |
| 配水用ポリエチレン管 | φ50         | φ50         | ※EFプラグ付サドル | ※EFプラグ付サドル | 別途協議 | 別途協議 | 割T字管 T字管  |           |           |    |
|            | φ75         | φ75         | ※EFプラグ付サドル | ※EFプラグ付サドル | 別途協議 | 別途協議 | 割T字管 T字管  | 割T字管 T字管  |           |    |
|            | φ100以上      | φ100以上      | ※EFプラグ付サドル | ※EFプラグ付サドル | 別途協議 | 別途協議 | 割T字管 T字管  | 割T字管 T字管  | 割T字管 T字管  |    |
| ポリエチレン管    | φ20         | φ20         | チーゾ        | チーゾ        | チーゾ  | チーゾ  |           |           |           |    |
|            | φ25         | φ25         | チーゾ        | チーゾ        | チーゾ  | チーゾ  |           |           |           |    |
|            | φ30         | φ30         | チーゾ        | チーゾ        | チーゾ  | チーゾ  |           |           |           |    |
|            | φ40         | φ40         | チーゾ        | チーゾ        | チーゾ  | チーゾ  |           |           |           |    |
|            | φ20         | φ20         | チーゾ        | チーゾ        | チーゾ  | チーゾ  |           |           |           |    |
|            | φ25         | φ25         | チーゾ        | チーゾ        | チーゾ  | チーゾ  |           |           |           |    |
| ビニル鋼管      | φ30         | φ30         | チーゾ        | チーゾ        | チーゾ  | チーゾ  |           |           |           |    |
|            | φ40         | φ40         | サドル付分水栓    | サドル付分水栓    | チーゾ  | チーゾ  |           |           |           |    |
|            | φ50         | φ50         | サドル付分水栓    | サドル付分水栓    | 別途協議 | 別途協議 | 割T字管 T字管  |           |           |    |
|            | φ75         | φ75         | サドル付分水栓    | サドル付分水栓    | 別途協議 | 別途協議 | 割T字管 T字管  | 割T字管 T字管  |           |    |
|            | φ100以上      | φ100以上      | サドル付分水栓    | サドル付分水栓    | 別途協議 | 別途協議 | 割T字管 T字管  | 割T字管 T字管  | 割T字管 T字管  |    |

(表2)

| 口径       | 管種                             | 軒数 (片送りの場合) |
|----------|--------------------------------|-------------|
| φ40mm以下  | 水道用ポリエチレン管 1種軟質2層管・配水用ポリエチレン管  | 1~3         |
| φ50mm    | 配水用ポリエチレン管                     |             |
|          | 川西町・三宅町<br>田原本町                | 4~7         |
| φ100mm以上 | GX形ダクタイル鑄鉄管 (場合により、配水用ポリエチレン管) |             |
|          | 川西町・三宅町<br>田原本町                | 8~15        |
|          | GX形ダクタイル鑄鉄管 (場合により、配水用ポリエチレン管) |             |
|          | 配水用ポリエチレン管                     | 16以上 (別途協議) |

分水器具の取付間隔は分水器具の種類に応じ、(表3)を標準とする。

| 分水器具の種類       | 取付間隔   |
|---------------|--------|
| サドル分水栓<br>チーヌ | 0.5m以上 |
| T字管<br>割T字管   | 1.5m以上 |

※取付間隔とは、新設される分水器具同士及び既設の分水器具との最短離隔距離をいう。

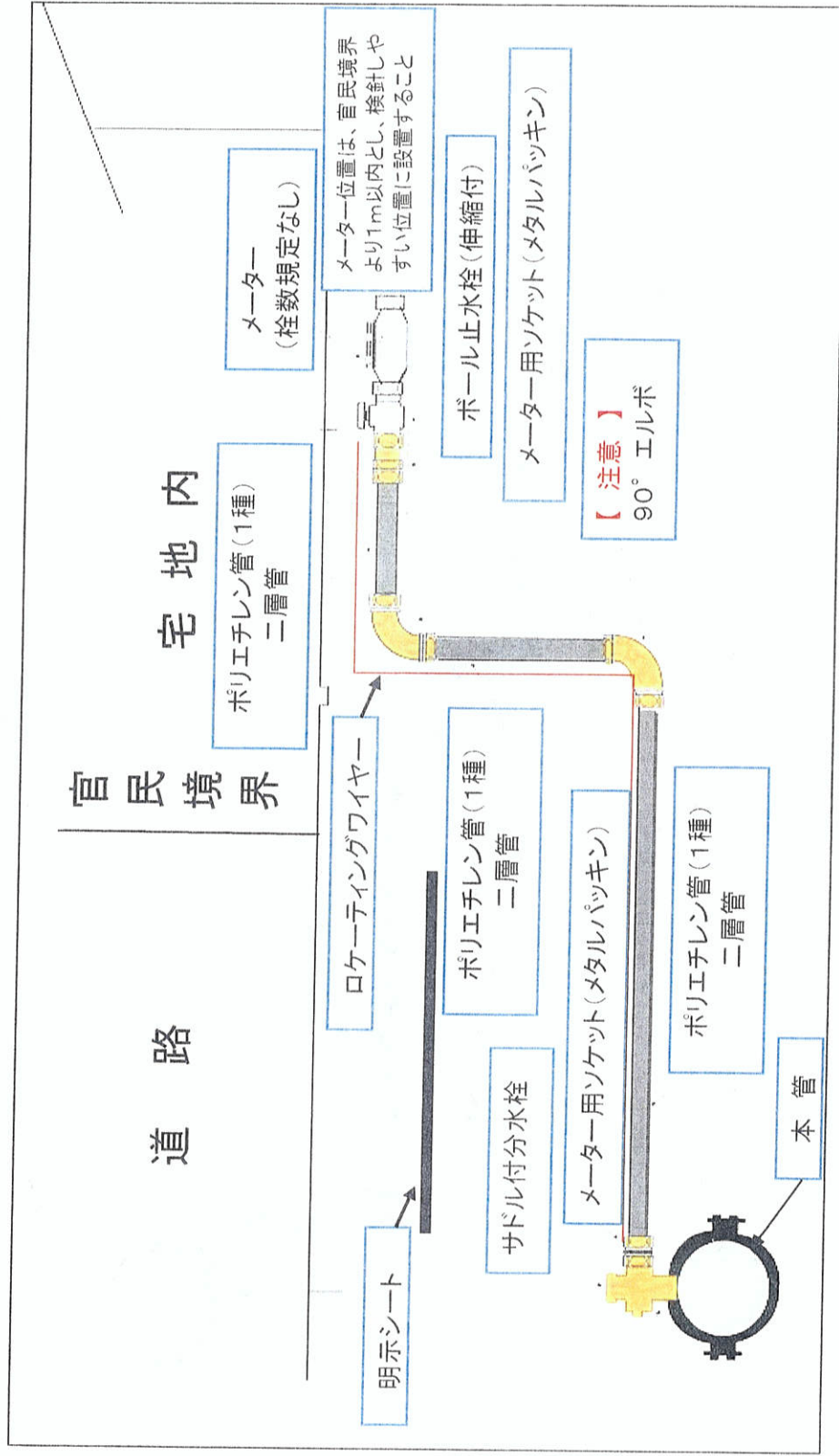
引込み管の口径はメーターの口径に応じ、(表4)を標準とする。

| メーター口径 | 引込み管口径  | 止水栓                     |
|--------|---------|-------------------------|
| φ13mm  | φ20mm以上 | ボール止水栓                  |
| φ20mm  | φ20mm以上 | ボール止水栓                  |
| φ25mm  | φ25mm以上 | ボール止水栓                  |
| φ30mm  | φ50mm以上 | ソフトシール仕切弁+直結止水栓 (ボックス内) |
| φ40mm  | φ50mm以上 | ソフトシール仕切弁+直結止水栓 (ボックス内) |
| φ50mm  | φ50mm以上 | ソフトシール仕切弁               |
| φ75mm  | φ75mm以上 | ソフトシール仕切弁               |



# 磯城郡水道企業団 給水装置工事標準図 (既設管がPE管以外の場合)

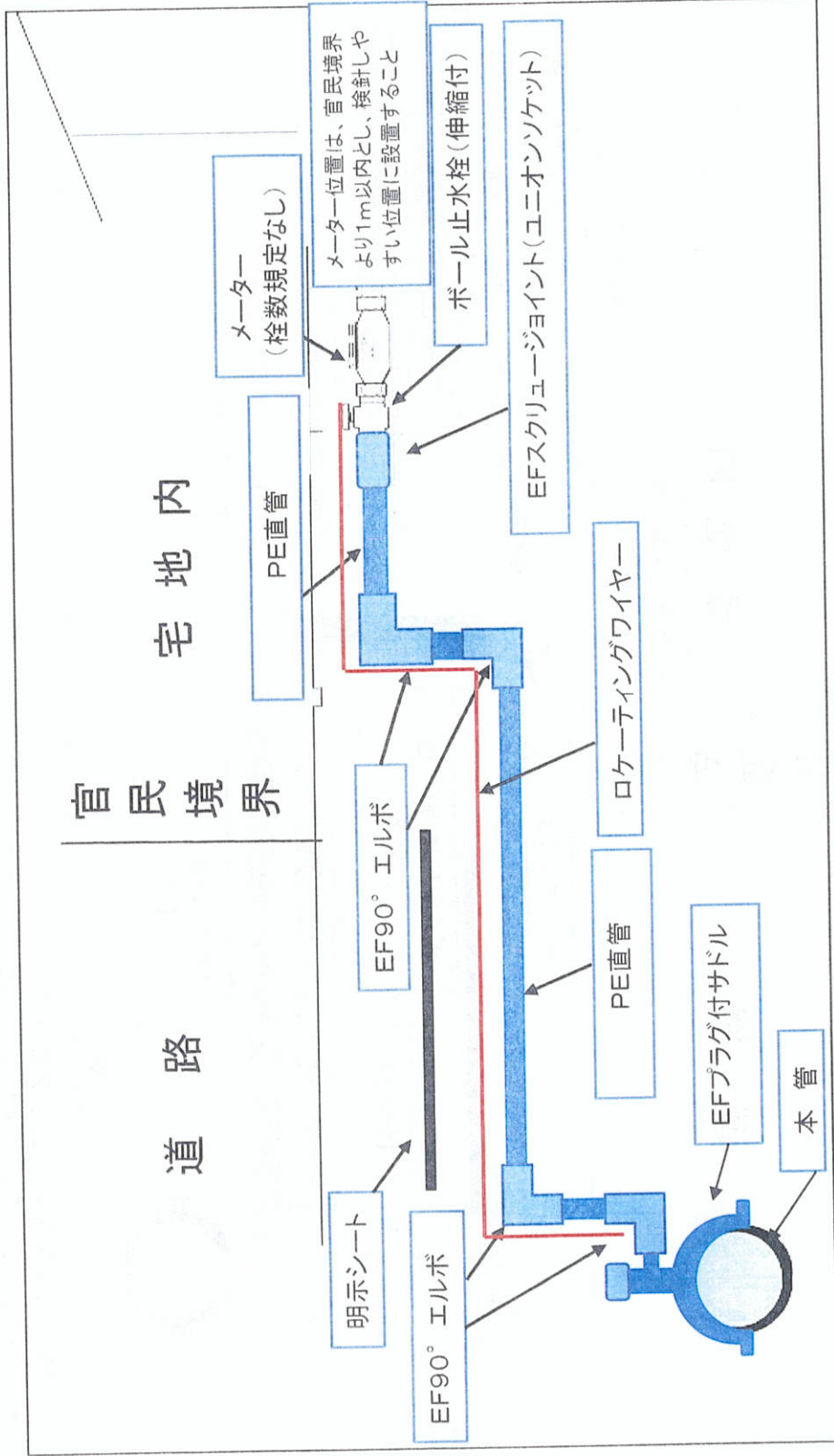
令和4年度 現在



- ★ 明示ピンを設置すること。(官民境界付近)
- ★ パッキンについては、メタルパッキンを使用すること。
- ★ 90° エルボについて、使用せずに施行できる場合は、使用しなくてよい。
- ★ 土被り及び舗装復旧範囲については、道路管理者の指示に従うこと。
- ★ その他においても、企業団の指示に従うこと。

磯城郡水道企業団 給水装置工事標準図  
(既設管がPE管の場合)

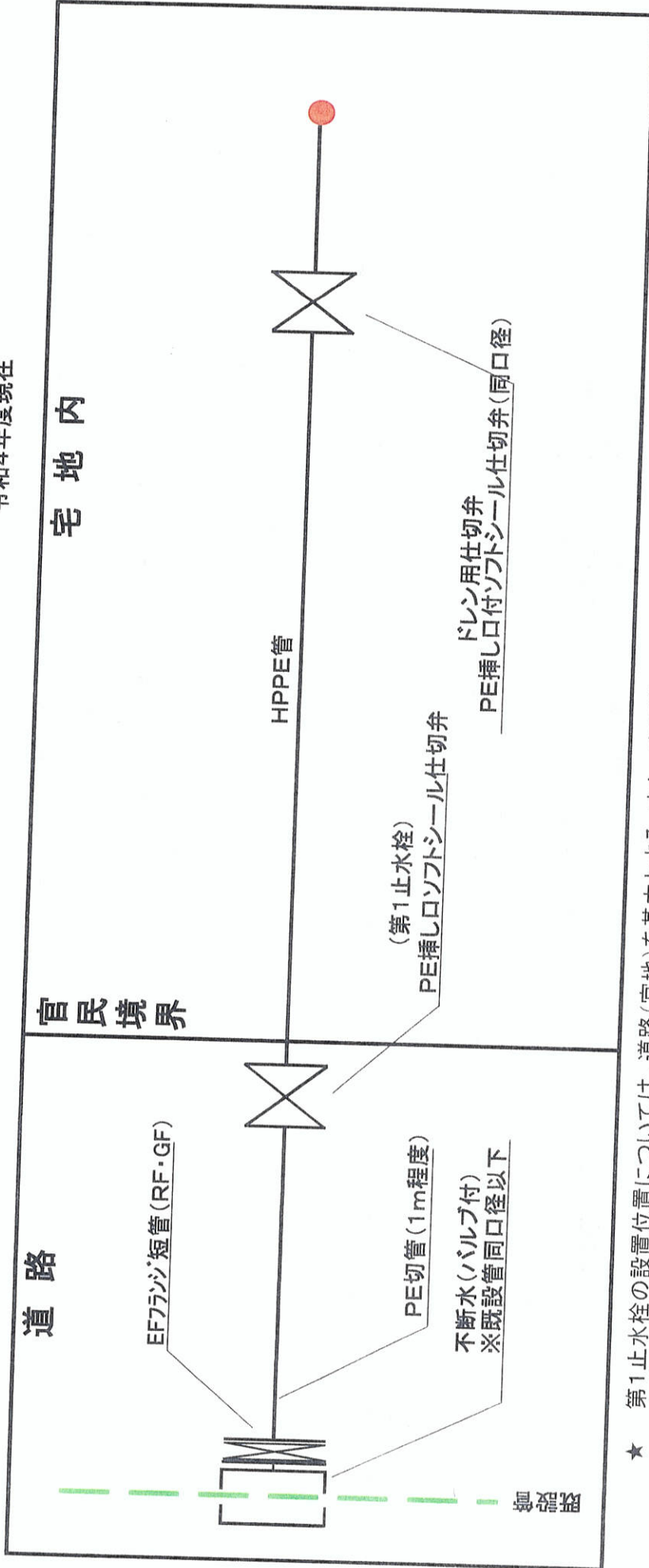
令和4年度 現在



- ★ PE管から分岐する場合は、上記図のとおり止水栓までPE管(融着)で配管すること。
- ★ 工事に使用するすべての材料は、JISの規格に適合したもので配管すること。

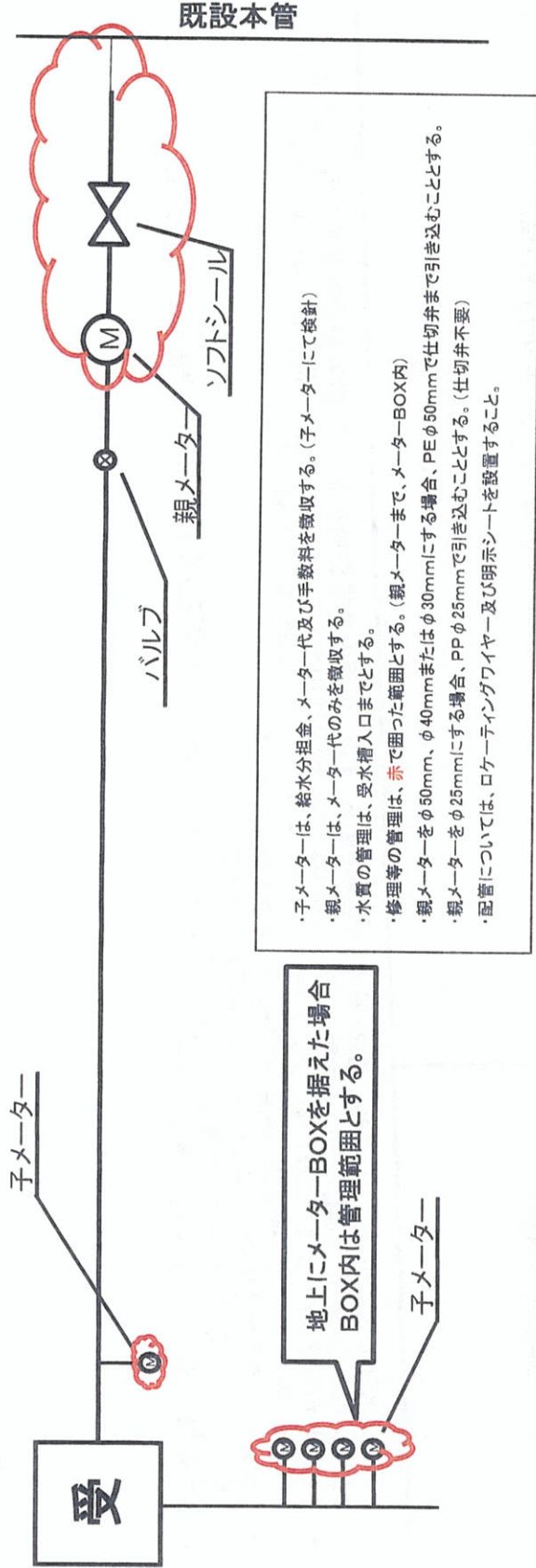
# 磯城郡水道企業団 配水管工事標準図

令和4年度現在



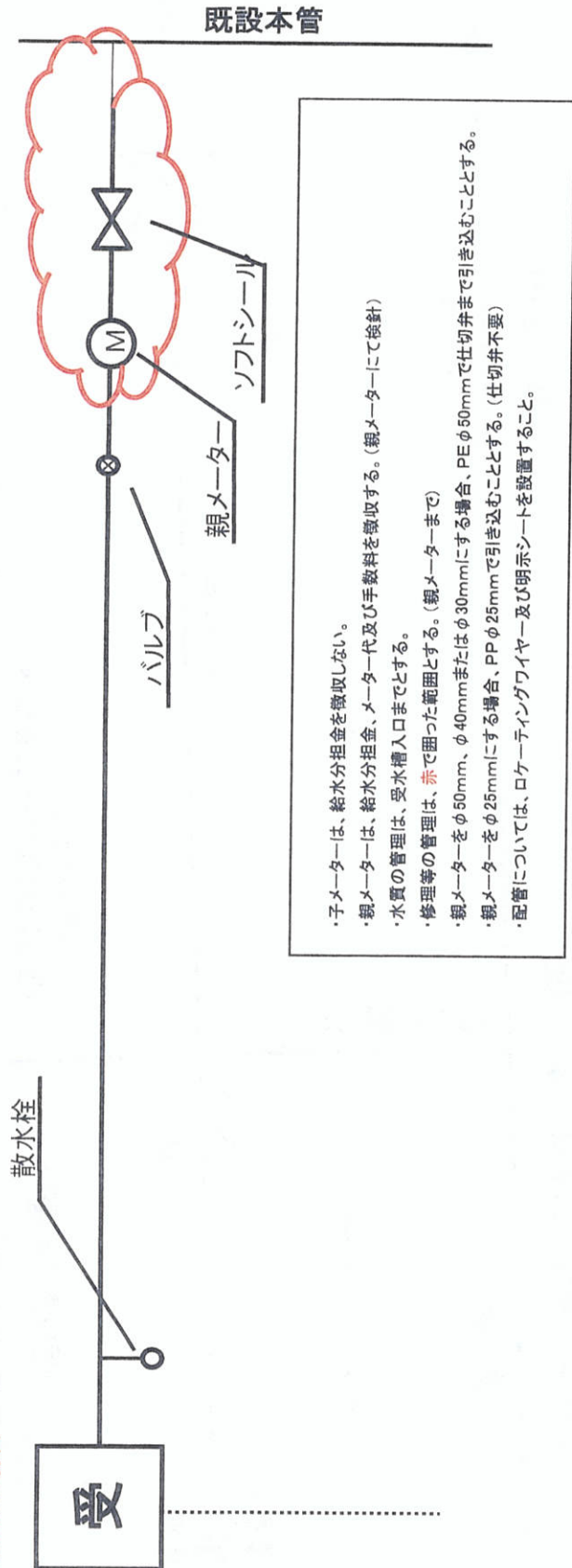
★★★  
 第1止水栓の設置位置については、道路(官地)を基本とする。また、車両等の重量物が乗らず、維持管理が容易な場所とする。土被りは1.0mとし、埋戻しについては管天端+10cm以上は、砂又は山土とすること。その他は、再生砕石を基本とする。露出配管については、保護層・保温・被覆付のワイヤー、明示テープ(GL-0.3m程度)を設置すること。消火栓を設置する場合は、PE用鑄鉄製T字管を使用すること。ドレン部の配管については、企業団と協議すること。また、ドレンの先は、水質確認が容易に行える場所を設置すること。その他においても、企業団の指示に従うこと。

子メーター方式の場合



- ・子メーターは、給水分担金、メーター代及び手数料を徴収する。(子メーターにて検針)
- ・親メーターは、メーター代のみを徴収する。
- ・水質の管理は、受水槽入口までとする。
- ・修理等の管理は、赤で囲った範囲とする。(親メーターまで、メーターBOX内)
- ・親メーターをφ50mm、φ40mmまたはφ30mmにする場合、PEφ50mmで仕切弁まで引き込むこととする。
- ・親メーターをφ25mmにする場合、PPφ25mmで引き込むこととする。(仕切弁不要)
- ・配管については、ロケータイングワイヤー及び明示シートを設置すること。

親メーター方式の場合



- ・子メーターは、給水分担金を徴収しない。
- ・親メーターは、給水分担金、メーター代及び手数料を徴収する。(親メーターにて検針)
- ・水質の管理は、受水槽入口までとする。
- ・修理等の管理は、赤で囲った範囲とする。(親メーターまで)
- ・親メーターをφ50mm、φ40mmまたはφ30mmにする場合、PEφ50mmで仕切弁まで引き込むこととする。
- ・親メーターをφ25mmにする場合、PPφ25mmで引き込むこととする。(仕切弁不要)
- ・配管については、ロケータイングワイヤー及び明示シートを設置すること。